

不利益処分の処分基準

処 分 名		印鑑登録の抹消		
根拠例規及び条項		多治見市印鑑条例（昭和 53 年条例第 27 号）第 12 条		
所 管 部 課 名		市民健康部 市民課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	<p>1 転出したとき。死亡したとき。氏又は名を変更したため登録された印鑑が条例第 4 条第 2 項第 1 号に該当することになったとき。</p> <p>2 成年被後見人に該当するようになった場合等印鑑登録者に係る印鑑の登録を抹消すべき理由が生じたと市長が認めるとき。</p>		
	設定年月日	平成 16 年 3 月 16 日	最終変更年月日	
備 考				